FP3級試験のポイント＜タックスプランニング＞

所得税は国が課税する**国税**であり、納税義務者と担税者が同一人の**直接税**である。また納付税額は自分で確定させる**申告納税方式**である。

1．　所得税の基本事項

① 所得税の基本原則は、**個人単位課税、暦年単位課税、応能負担**の3つの原則から成り立っている。

② 所得税の考え方は、「**収入金額 ― 必要経費 ＝ 所得金額**」という方法で計算し、この所得金額に税率を掛けることによって税額を計算する。

③ 給与所得者の**通勤手当**（1ヶ月あたり**10万円以内**）や出張旅費（ただし、通常必要と認められるものに限る）や生活用動産（**1個あたり30万円以上の貴金属、書画、骨董品などは除く**）の譲渡、遺族が受け取る遺族年金、雇用保険の失業給付金などは、社会通念上またはその他の理由により所得税が課税されない**非課税所得**である。

④ 所得税では、個人ごとの担税力（税金の支払い能力）を考慮し、**所得が大きいほど税率が高くなる超過累進課税率**が採用されている。

⑤ **長期譲渡所得（土地、建物以外）**および**一時所得**は総合課税の対象であり、それぞれの金額に**1／2を掛けて総所得金額**に算入する。

2．　各種所得（10種類）の内容

① **利子所得**は、原則は総合課税であるが現在は、**一律20%の源泉分離課税**（所得税15%、住民税5%）であり、原則として**確定申告をする必要はない**。

② **配当所得**の金額を計算するとき、株式等を借入金で取得している場合には、その**借入金の利子（負債の利子）を収入金額から差し引く**ことができる。

③ **不動産所得**とは、土地や建物などの**貸付け**によって得られる所得のことであり、例えばアパートの貸付による所得などがこれにあたる。尚、**その貸付が事業的規模であるかどうかは問われない**。

④ **従業員に社宅等を貸し付ける場合**、**下宿等で食事を供する場合**、**有料駐車場で保管責任を伴う場合**は、不動産所得とはならない。**事業所得**（または**雑所得**）となる。

⑤ **事業用の車両等を売却（譲渡）した場合**の売却益（譲渡益）・売却損（譲渡損）については、事業所得とはならない。総合課税の**譲渡所得**（土地、建物以外）の扱いになり、所有期間（5年超か以下か）によって長期譲渡所得、短期譲渡所得に区分される。

⑥ 使用可能期間が**1年未満**または、取得価額が**10万円未満**の減価償却資産（**小額償却資産**）は、その取得価額の**全額を必要経費**とすることができる。また、取得価額が**10万円以上20万円未満**の減価償却資産（**一括償却資産**）については、**3年間で取得価額の1／3ずつを償却**する方法を選択することができる。

⑦ **不動産所得、事業所得、または山林所得**（不・事・山）を事業として行っている事業主の親族が、その事業に従事している場合、一定の要件を満たせば、その親族に支払った給与の一定の額をその事業の必要経費に算入することができる（**青色事業専従者給与**）。※つまり、通常は必要経費として認められないものを認める制度である。

⑧ **給与所得**の金額を計算する際には、勤務先からの収入金額から収入金額に応じた**給与所得控除額（最低65万円、いわゆるサラリーマンの必要経費）**を控除する。また**年収2000万円**以下の場合は、給与の支払者（つまり会社）が**年末調整**を行うことによって原則確定申告の必要はない。

⑨ 総合課税となる譲渡所得（土地、建物以外）の特別控除額は、長期・短期の区別なく総額で**最高50万円**である。

⑩ **一時所得**とは、営利をも目的としない非継続的な所得のことであり、**生命保険の満期一時金（返戻金）などが典型**である。ただし、年金方式で支払われる生命保険金（この場合は雑所得）や**宝くじの当選金（非課税）**などは一時所得とはならない。

⑪ **雑所得**とは、他の所得に該当しない所得であり、**年金形式で受け取る収入がその典型**である。他には割引債の償還差益や作家以外の原稿料（本業以外、つまり副業収入）などがこれに該当する。

⑫ **退職所得、山林所得、譲渡所得（土地、建物、株式等）**は**分離課税**であり、その金額は他の所得とは合算されずに税額計算される。

⑬ 退職所得において、**退職所得の受給に関する申告書を提出している場合**は、超過累進課税により所得税が源泉徴収される。**確定申告の必要はない**。※退職所得控除額の計算式は頻出問題であるため必ず暗記すること！

⑭ 一方、**退職所得の受給に関する申告書を提出していない場合**は、収入金額に対して20%

の所得税が源泉徴収される。税額の清算（還付金をもらうため）には**確定申告が必要になる**。

3．　損益通算

① 10種類の所得のうち、一定の所得に赤字（—）がある場合は、他の黒字（＋）の所得の金額と損益の通算ができる。ただし損益通算の対象となる損失は**不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得**（不・事・山・譲）の損失に限られる。

② 貴金属等（1個あたり**30万円を超えるもの**）や別荘などの**生活に通常必要でない資産の譲渡による損失**については、**損益通算できない**。

4．　所得控除

① **所得控除**とは、社会政策の観点からや、納税者の個人的事情を考慮して税負担の調整を図るため一定の額を課税標準から控除するものである。全部で**14種類**ある。

② **医療費控除**は、**本人または本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のための医療費を、本人が支払った場合**に控除される。※医療費控除の問題は頻出のため控除額の計算式は必ず覚えること！

③ 医療費控除は**年末調整では適用されない**。適用を受けるためには、**医療費の領収書などを添付して確定申告する必要**がある。

④ 確定申告で（自営業者などが）国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、支払証明書の添付等が必要である。**控除額は社会保険料の全額**となる。

⑤ **地震保険料控除**の控除額は、**最高5万円**である。尚、平成18年末までに締結した長期損害保険契約については最高 1 万5千円まで控除できるが、地震保険と合わせて控除額は最高5万円までとなる。

⑥ **配偶者控除**は、本人に控除対象配偶者（**本人と生計を一にし、且つ、合計所得金額が38面円以下の配偶者**）がある場合に控除される。控除額は**38万円**（70歳以上は**48万円**）。

⑦ **配偶者特別控除**は、配偶者の**合計所得金額が38万円超76万円未満**で、納税者本人の合計所得金額が**1000万円以下**である場合に控除される。控除額は配偶者の合計所得金額に応じて、**最高38万円**。

⑧ **扶養控除**は、扶養親族1人あたり**38万円**であるが、**16歳以上23歳未満の扶養親族は、**

特定扶養親族にあたり、扶養控除額は**63万円**である。

⑨ **青色事業専従者**として給与の支払いを受けている場合には、控除対象配偶者や扶養親族に該当しないため、**配偶者控除、扶養控除の適用を受けられない**。また**配偶者特別控除の適用もない**。

⑩ 納税者には**一律38万円**の**基礎控除**がある。

⑪ **障害者控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除**も控除額は原則**27万円**である。

5. 税額控除

① **税額控除**とは、税額計算で算出した**所得税の合計額から直接控除**するものであり、**配当控除**、外国税額控除、**住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）**、耐震改修特別控除などがある。

② 上場株式の配当等については、配当控除の適用を受けるためには**確定申告をする必要がある**。つまり、申告不要制度（源泉徴収）を選択した場合は適用されない。

③ 配当控除の金額は、課税総所得金額が**1000万円以下の場合**には〔配当所得の金額×**10%**〕、課税総所得金額が**1000万円超の場合**には、〔1000万円を超える部分に相当する配当所得の金額（A）×**5%**＋（配当所得の金額―（A））×10%〕となる。

④ 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の取得者についての適用要件には、**6ヶ月以内に入居、返済期間が10年以上のローンであること、控除を受ける年の合計所得金額が3000万円以下であること**などがある。

6. 所得税の申告・納付

① 申告納税制度では、1月1日から12月31日までの1年間の所得とそれに基づいて算出した所得税額を、翌年の**2月16日から3月15日まで**の間に確定申告および納付をすることが原則となっている。

② 給与所得者（サラリーマン等）は、年末調整を受けるため、原則として確定申告を行う必要はないが、**給与所得が2000万円を超える人**や、給与所得・退職所得以外の所得（つまり副業）が**20万円を超える人**は確定申告を行う必要がある。また、雑損控除、医療費控除、寄付金控除を受けようとする場合も確定申告が必要となる。

③ 死亡した者の確定申告を**準確定申告**といい、相続人は**相続の開始があったことを知った**

日（死亡した日ではない！）の翌日から4ヶ月以内に、被相続人の確定申告をしなければならない。

④ 一定の帳簿を備え付け正確な記帳を行う者には、所得計算、申告、納付などの手続きにおいて数々の特典を与えられている。これを青色申告制度といい、不動産所得、事業所得または山林所得が発生する業務を行っている人が、所管税務署長に申請書を提出し、その承認を得ることにより、青色申告者となることができる。

⑤ 青色申告特別控除の控除額は原則10万円だが、正規の簿記の原則に従った方法（複式簿記）により記録された会計帳簿をもとに、貸借対照表（B/S）および損益清算書（P/L）などを作成し、これらを確定申告所に添付している場合には65万円を控除することができる。

⑥ 青色申告者は、所得に赤字（－）があった場合、翌年以降3年間、純損失の繰越控除を受けることができる。

7. 個人住民税・個人事業税・消費税

① 個人住民税には、都道府県民税と市町村民税があり、前年の所得をもとに課税される。

② 個人住民税は、その年の1月1日現在の住所地の市町村に納付する。年の途中で住所の変更があっても、その年については、変更前の市町村に納付する。

③ 住民税の納付手続きには、市町村からの納税通知書の交付による普通徴収の方法と、市町村に代わり給与の支払者（つまり会社等）が住民税を預かって納付する特別徴収の方法がある。

④ 個人事業税は、個人が行う一定の事業所得または不動産所得に対して課税される。ただし、不動産所得については、貸付規模が5棟10室(事業的規模か否かの基準)未満の小規模である場合には課税されない。

⑤ 個人事業税には、年間290万円の事業主控除が認められている。尚、青色申告特別控除の適用はない。

⑥ 消費税の税率（5%）は国税（4%）と地方消費税（1%）とで構成されている。

⑦ 消費税は、国内における商品やサービスの消費に対して広く公平に課税されているが、消費の概念になじまないものや社会的な配慮から、土地の譲渡や貸付、住宅の貸付、社会保険医療などは非課税取引となっており、この場合消費税は課税されない。

⑧ 消費税は、基準期間となる1年間の課税売上が**1000万円以下**である場合には、**免税事業者**となり、その課税期間の納税義務は免除される。

⑨ 個人事業者の消費税の申告・納付期間は、翌年の**1月1日から3月31日**までの間である。